

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年7月20日
【会社名】	東海観光株式会社
【英訳名】	TOKAI KANKO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 ホーン・チョン・タ
【本店の所在の場所】	東京都港区高輪二丁目16番45号
【電話番号】	東京03（5488）1010（代表）
【事務連絡者氏名】	財務経理管掌取締役 宍戸 佐太郎
【最寄りの連絡場所】	東京都港区高輪二丁目16番45号
【電話番号】	東京03（5488）1010（代表）
【事務連絡者氏名】	財務経理管掌取締役 宍戸 佐太郎
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 1,421,972,448円
【安定操作に関する事項】	該当なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	54,691,248株	完全議決権株式であり、株主の権利に特に制限のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は1,000株となっております。

(注) 1. 平成23年7月20日(水)に開催された取締役会決議によります。

2. 振替機関の名称及び住所は次のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	54,691,248株	1,421,972,448	710,986,224
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	54,691,248株	1,421,972,448	710,986,224

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は710,986,224円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
26	13	1,000株	平成23年8月5日	-	平成23年8月5日

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込をし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとし、

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
東海観光株式会社 総務人事部	東京都港区高輪二丁目16番45号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 浜松町支店	東京都港区浜松町二丁目4番1号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,421,972,448	10,000,000	1,411,972,448

(注) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。概算額の内訳は、弁護士費用9,000,000円、増資上場発行料等600,000円、有価証券届出書電子データ化400,000円となっております。

(2)【手取金の使途】

具体的な使途	金額(円)	支出予定時期
ホテル資産の取得のための不動産保有特別目的会社に対する匿名組合出資	1,350,000,000	平成23年9月1日以降 平成23年9月30日までの期間
株式会社アゴーラ・ホスピタリティーズが第三者割当により発行する新株予約権付社債の払込み	50,000,000	平成23年9月1日
ホテル資産保有ファンドの組成、株式会社アゴーラ・ホスピタリティーズとの資本提携、守口ロイヤルパインズホテルの取得のための費用	11,971,448	平成23年8月31日

(注) 1. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

2. 資金調達の目的及び理由、第三者割当増資を選択した理由並びに手取金の具体的な使途は、以下のとおりであります。

本書に記載する当社普通株式の第三者割当による発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）による差引手取概算額1,411,972,448円につきましては、その大部分の1,350,000,000円をホテル資産の取得のための不動産保有特別目的会社（後記第3 [第三者割当ての場合の特記事項] 1 [割当予定先の状況] c. (a) .に記載のギャラクシー合同会社（仮称））に対する匿名組合出資に充当する予定です。そして、かかる出資の時期と致しましては、後述の守口ロイヤルパインズホテルのホテル資産取得時に、ギャラクシー合同会社（仮称）へ全額出資する予定です。出資した金額については、ギャラクシー合同会社（仮称）が匿名組合出資をするまで、ギャラクシー合同会社（仮称）にて保管されることとなります。また、上記差引手取概算額のうち、ギャラクシー合同会社（仮称）に対する匿名組合出資に充当されない50,000,000円については、株式会社アゴーラ・ホスピタリティーズが発行する新株予約権付社債の払込みに充当いたします。

なお、差引手取概算額と手取金使途合計額との差額である11,971,448円は、後記第3 [第三者割当ての場合の特記事項] 1 [割当予定先の状況] c. (a)に記載したホテル資産保有ファンドの組成、株式会社アゴーラ・ホスピタリティーズとの資本提携、守口ロイヤルパインズホテルの取得のための費用に充当します。概算費用内訳として、弁護士費用9,000,000円、鑑定士費用1,000,000円、建物診断費用1,500,000円、他交通費等472,448円であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

割当予定先であるアルファ・コンセプト・インベストメント・リミテッド(以下「アルファ・コンセプト」といいます。)

a. 割当予定先の概要

名称	アルファ・コンセプト・インベストメント・リミテッド (Alpha Concept Investments Limited)
本店の所在地	Suites 2701-03, One Exchange Square, Central, Hong Kong
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
代表者の役職及び氏名	取締役 Yuan Bing
資本金	1香港ドル(円換算で10.37円) 平成23年7月11日現在の三菱東京UFJ銀行公表の香港ドルから円への換算相場(TTM)10.37円で計算しております。
事業の内容	本第三者割当増資の引受け
主たる出資者及びその出資比率	シュア・フェイム・ホールディングス・リミテッド (Sure Fame Holdings Limited) 100%

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

アルファ・コンセプトの親会社等にあたるシュア・フェイム・ホールディングス・リミテッド(以下「シュア・フェイム」といいます。)

a. 割当予定先の親会社の概要

名称	シュア・フェイム・ホールディングス・リミテッド (Sure Fame Holdings Limited)
本店の所在地	P.O. Box 957, Offshore Incorporations Limited, Road Town, Tortola, British Virgin Islands
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
代表者の役職及び氏名	取締役 Wang Shunlong
資本金	1米ドル(円換算で80.69円) 平成23年7月11日現在の三菱東京UFJ銀行公表の米ドルから円への換算相場(TTM)80.69円で計算しております。
事業の内容	割当予定先の株式の保有
主たる出資者及びその出資比率	ホニー・キャピタル・ファンド2008・エルピー (Hony Capital Fund 2008 L.P.) 100%

b. 提出者と割当予定先の親会社との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

シュア・フェイムの親会社等にあたるホニー・キャピタル・ファンド2008・エルピー（以下「ファンド2008」といいます。）

a. 割当予定先の親会社の親会社の概要

名称	ホニー・キャピタル・ファンド2008・エルピー (Hony Capital Fund 2008 L.P.)
本店の所在地	Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands
設立根拠等	ケイマン諸島免税リミテッド・パートナーシップ法に基づくリミテッド・パートナーシップ
組成目的	投資目的のためにケイマン諸島免税リミテッド・パートナーシップ法に基づいて組成されたものです。
組成日	平成20年5月27日
出資の総額	1,398,000,000米ドル(円換算で112,805百万円) 平成23年7月11日現在の三菱東京UFJ銀行公表の米ドルから円への換算相場(TTM)80.69円で計算しております。
主たる出資者及びその出資比率	ライト・レーン・リミテッド(Right Lane Limited) 14.31% 出資者は合計で100名超ですが、出資比率が10%以上の出資者は、ライト・レーン・リミテッドのみとなります。
業務執行組員	ホニー・キャピタル・ファンド2008・ジーピー・エルピー (Hony Capital Fund 2008 GP, L.P.)

b. 提出者と割当予定先の親会社の親会社との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

ファンド2008の主要な出資者にあたるライト・レーン・リミテッド（以下「ライト・レーン」といいます。）

a. 割当予定先の親会社の親会社における主要な出資者の概要

名称	ライト・レーン・リミテッド(Right Lane Limited)
本店の所在地	Suites 2701-03, One Exchange Square, Central, Hong Kong
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
代表者の役職及び氏名	取締役 Zhu Linan
資本金	4 香港ドル(円換算で41.48円) 平成23年7月11日現在の三菱東京UFJ銀行公表の香港ドルから円への換算相場(TTM)10.37円で計算しております。
事業の内容	投資
主たる出資者及びその出資比率	レジェンド・ホールディングス・リミテッド (Legend Holdings Limited) 100%

b. 提出者と割当予定先の親会社の親会社における主要な出資者との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

ファンド2008の業務執行組員にあたるホニー・キャピタル・ファンド2008・ジーピー・エルピー（以下「ファンド2008・ジーピー・エルピー」といいます。）

a. 割当予定先の親会社の親会社における業務執行組員の概要

名称	ホニー・キャピタル・ファンド2008・ジーピー・エルピー (Hony Capital Fund 2008 GP, L.P.)
本店の所在地	Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands
設立根拠等	ケイマン諸島免税リミテッド・パートナーシップ法に基づくリミテッド・パートナーシップ(Limited Partnership)
組成目的	投資目的のためにケイマン諸島免税リミテッド・パートナーシップ法に基づいて組成されたものです。
組成日	平成20年7月11日
出資の総額	14,770,000米ドル(円換算で1,192百万円) 平成23年7月11日現在の三菱東京UFJ銀行公表の米ドルから円への換算相場(TTM)80.69円で計算しております。
主たる出資者及びその出資比率	ホニー・キャピタル・ファンド2008・パートナーズ・エルピー (Hony Capital Fund 2008 Partners, L.P.) 99.46%
業務執行組員	ホニー・キャピタル・ファンド2008・ジーピー・リミテッド(Hony Capital Fund 2008 GP Limited)

b. 提出者と割当予定先の親会社の親会社における業務執行組員との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

ファンド2008・ジーピー・エルピーの業務執行組員にあたるホニー・キャピタル・ファンド2008・ジーピー・リミテッド(以下「ファンド2008・ジーピー・リミテッド」といいます。)

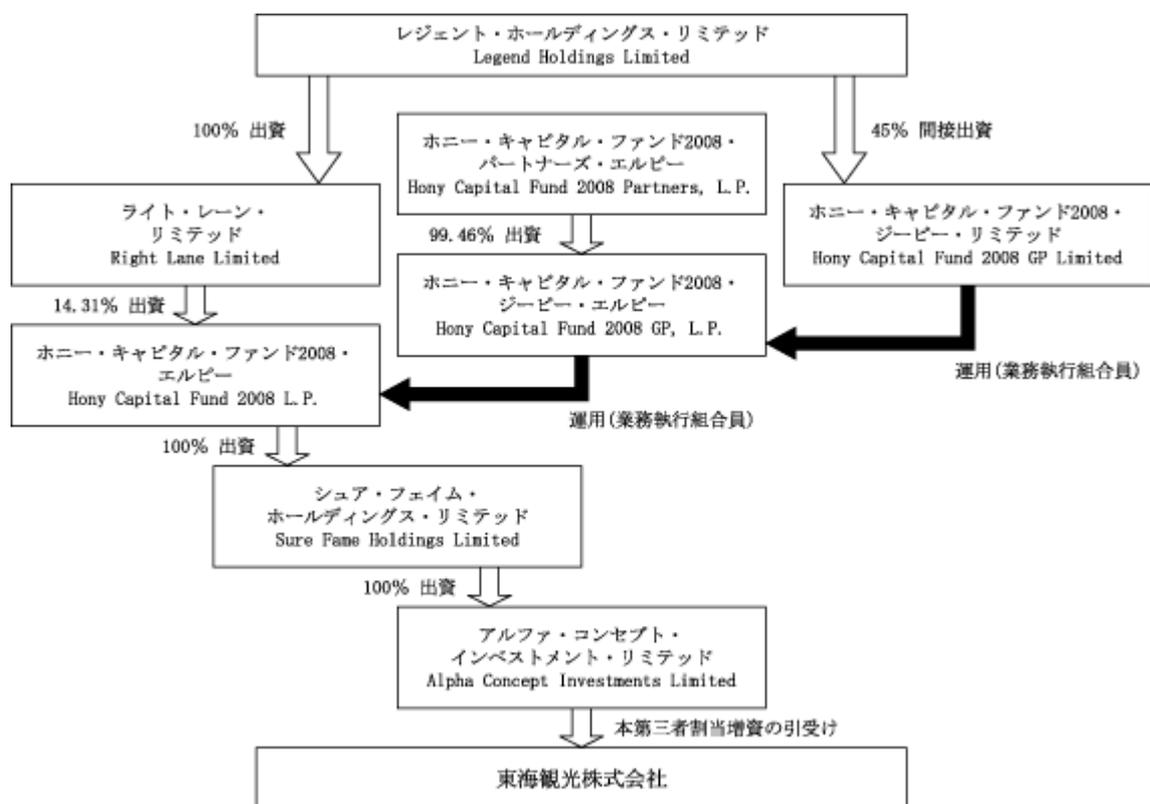
a. 割当予定先の親会社の親会社の業務執行組員であるファンドの業務執行組員の概要

名称	ホニー・キャピタル・ファンド2008・ジーピー・リミテッド(Hony Capital Fund 2008 GP Limited)
本店の所在地	Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
代表者の役職及び氏名	取締役 John Huan Zhao
資本金	20,000米ドル(円換算で1,614千円) 平成23年7月11日現在の三菱東京UFJ銀行公表の米ドルから円への換算相場(TTM)80.69円で計算しております。
事業の内容	投資
主たる出資者及びその出資比率	ジョン・H・ジャオ 55%(間接保有) (John Huan Zhao) レジェンド・ホールディングス・リミテッド (Legend Holdings Limited) 45%(間接保有)

b. 提出者と割当予定先の親会社の親会社の業務執行組員であるファンドの業務執行組員との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

< 割当予定先の出資・運用関係 >



c. 割当予定先の選定理由

(a) 資金調達目的及び理由

・ ホテル事業への投資

当社は、かねてから、当社の資産規模の拡大を図るため、不動産開発事業の一環として、商業ビル、ビジネスホテル、マンションなどの不動産の取得を検討してきました。そのような中、当社は、東京や大阪といった日本の都市が、アジアでも特別な存在であり、かつアジアの都市の中でも最も魅力のある都市の一つであり、震災といった特殊な事情に影響されるとしても、それはあくまで一時的なものであると考えられることから、依然として、日本の都市がアジアの海外顧客から根強い人気があることを確信するに至りました。

そこで、当社は、数年以内には、アジアからの海外顧客の数が震災前と同様又はそれ以上に回復するものと睨み、不動産の価格が低迷している現在を絶好の機会と捉え、海外顧客獲得の基盤となり、かつ財務面につき改善の余地があるホテルを、積極的かつ計画的に取得していくことといたしました。すなわち、立地条件や施設面、ブランド力等から運営、経営の仕方を変えることで、海外顧客を中心として稼働率を高めることができるとされるホテルをターゲットとし、後述する特別目的会社を通じてホテルの不動産又は不動産信託受益権（以下「ホテル資産」といいます。）を間接的に取得するとともに、ホテル事業そのもの又はホテル事業を営む会社の株式等を取得し、もって、当社の主力事業である宿泊事業の一環としてホテル事業を拡充するとともに、当社の資産規模の更なる拡大を図っていくこととするものであります。

ホテル資産保有ファンドの組成・資金拠出

前記 に述べたホテル事業の拡充にあたり、ホテル資産を取得・保有する仕組みについては、まず、本第三者割当増資の実質的な割当予定先であるファンド2008及び当社の取締役であるデビッド・チュウが、ホテル資産を間接的に取得・保有するための特別目的会社（以下「ギャラクシー合同会社（仮称）」）といたします。）を組成するとともに、今後取得する個別のホテルごとに、ホテル資産を直接に取得・保有するための特別目的会社（以下「個別ホテル資産保有SPC」といたします。）を組成します。

そして、当社は、ファンド2008及びデビッド・チュウが共同して出資する別途の特別目的会社（以下「ファンド2008等共同出資SPC」といたします。）とともに、ギャラクシー合同会社（仮称）に対して匿名組合出資をし、ギャラクシー合同会社（仮称）は、個別ホテル資産保有SPCに対して匿名組合出資をいたします。ギャラクシー合同会社（仮称）に対する匿名組合出資の規模は総額6,750,000,000円を予定しており、当社は匿名組合出資総額の20%に相当する1,350,000,000円の出資を、ファンド2008等共同出資SPCは匿名組合出資総額の80%に相当する5,400,000,000円の出資を、それぞれ予定しております。

ギャラクシー合同会社（仮称）に対する当社の匿名出資割合を20%とする理由につきましては、当社の経営するホテルに係るホテル資産の賃料からも当社が一定の収益を確保しようという当社の事業戦略によるほか、本第三者割当増資の実質的な割当予定先でかつギャラクシー合同会社（仮称）に対する間接的な匿名組合出資者となるファンド2008の投資戦略、及び当社の親会社であり支配株主であるファー・イースト・グローバル・アジア・リミテッド（以下「ファー・イースト・リミテッド」といたします。）の経営戦略をも考慮したもので、後記(c)も御参照ください。

なお、ギャラクシー合同会社（仮称）との間の匿名組合契約は、現在交渉中の段階にあり、平成23年8月31日までは締結する予定です。

今後は、後述する守口ロイヤルパインズ合同会社（仮称）などの個別ホテル資産保有SPC（ホテル資産が不動産信託受益権の場合は信託受託者）が、当社又は後記 に述べる株式会社アゴラ・ホテルマネジメント大阪（仮称）などの当社子会社にホテル資産を賃貸し、個別ホテル資産保有SPCの賃料収入による収益が、ギャラクシー合同会社（仮称）に分配され、ギャラクシー合同会社（仮称）の収益が、ファンド2008等共同出資SPC及び当社に分配されることとなります。

すなわち、守口ロイヤルパインズ合同会社やその他のホテルごとに組成されるSPCが、賃借料収入から得た利益を、ギャラクシー合同会社に分配し、ギャラクシー合同会社が、匿名組合出資割合に応じて、F2008・DC共同出資SPCと当社に分配することとなります。利益分配の割合については、現在も交渉中の段階にあります。

これにより、当社は、必要なホテル資産を効率よく取得・保有することが可能となり、ホテル事業の拡充をハード面で支えていくことができるものと考えております。

株式会社アゴラ・ホスピタリティーズとの業務委託・資本提携

前記 に述べたホテル事業の拡充にあたり、ホテル事業を取得しホテルを運営管理する仕組みとしては、まず、当社は、ホテル事業における事業環境の変化やお客様のニーズに対して迅速かつ的確に対応する体制を構築するため、当社の今後のホテル事業の取得に関する業務及び取得したホテル事業の運営に関する業務を、株式会社アゴラ・ホスピタリティーズ（以下「アゴラ・ホスピタリティーズ」といたします。）に全面的に委託することとし、本日、アゴラ・ホスピタリティーズとの間で、かかる包括的な業務委託に関する基本合意書を締結いたしました。

加えて、当社は、ホテルの運営管理の包括的な業務委託先となるアゴラ・ホスピタリティーズの財務基盤を強化しつつ、同社の支配権を取得することを可能とするため、同社が第三者割当の方法により発行する無担保転換社債型新株予約権付社債の全額を引き受けることとし、本日、アゴラ・ホスピタリティーズとの間で、新株予約権付社債引受契約を締結いたしました。新株予約権付社債の転換価額は、税理士法人赤坂共同事務所が、アゴラ・ホスピタリティーズの財務状況についての調査・ヒアリングした後に、株式価値に関するDCF法（ディスカウントキャッシュフロー法）を用いた算定を実施しました。その結果を参考にしつつ、アゴラ・ホスピタリティーズと交渉した結果、算定結果を相当程度下回る1株あたり22,222円といたしました。

アゴラ・ホスピタリティーズは、ホテルの運営、企画開発、再生・リブランド等の事業を営む会社として、野尻湖や奥志賀等の観光地でのホテル経営に輝かしい実績を有しており、当社取締役らとも宿泊事業について共鳴する関係にあります。また、当社は、すでに平成22年2月に、当社がその資産を所有して宿泊事業を営んでいる今井荘及び南山荘について、アゴラ・ホスピタリティーズとの間で、その運營業務の委託を目的とするマネジメント契約を締結しております。

今後は、アゴラ・ホスピタリティーズに当社のホテル事業の運営等を全面的に委託しつつ、アゴラ・ホスピタリティーズの事業及び財務の状況を見極めて、新株予約権付社債の転換による同社の子会社化を検討していくこととなります。

これにより、当社は、アゴラ・ホスピタリティーズの持つホテル運営事業でのノウハウを生かし、従来からの

顧客に加え、新たな顧客に対しても、より充実したサービスを提供することが可能となり、ホテル事業の拡充をソフト面で支えていくことができるものと考えております。

なお、アゴ - ラの概要は以下のとおりであります。

概要	名称	株式会社アゴ - ラ・ホスピタリティーズ
	本店の所在地	東京都千代田区麹町四丁目8番地
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 浅生 亜也
	資本金	10,000,000円
	事業の内容	ホテル等の宿泊施設の経営・運営・コンサルティング、都市企画開発及び不動産の開発に関するマーケティング・コンサルティング等
提出者との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	アゴ - ラの代表者である浅生亜也は、当社の取締役であります。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	当社と当該会社との間では、当社が有するホテルの運営についての委託契約が締結されております。

守口ロイヤルパインズホテルの取得

前記 に述べたホテル事業の拡充の第1弾として、以下のとおり、守口ロイヤルパインズホテルのホテル事業等を取得いたします。

まず、当社は、守口ロイヤルパインズホテルのホテル事業を営むための100%子会社(株式会社アゴ - ラ・ホテルマネジメント大阪(仮称))を新たに設立し、株式会社アゴ - ラ・ホテルマネジメント大阪(仮称)をして、Aetos Japan, LLCがアセットマネージャーを務めるエートス・キャピタル・アジア・ファンドの子会社であるPerseus Financial, LLC及びThemis Financial, LLC(以下、総称して「エートスファンド」といいます。)が100%出資するロイヤルパインズ株式会社から、平成23年9月1日に、守口ロイヤルパインズホテルのホテル事業を、事業譲渡の方法によって譲り受けさせることとし、本日、ロイヤルパインズ株式会社との間で事業譲渡契約を締結いたしました。

守口ロイヤルパインズホテルは、大阪、奈良、京都へのアクセスがよいため、観光客からも定評のあるホテルであり、前記 に述べた当社が今後ターゲットとしていくホテルの基準に合致するホテルであると考えております。

また、ギャラクシー合同会社(仮称)が匿名組合出資をする個別ホテル資産保有SPCの1つとして、守口ロイヤルパインズ合同会社(仮称)を組成し、守口ロイヤルパインズ合同会社(仮称)をして、エートスファンドが100%出資するロイヤルパインズアセットホールディングス特定目的会社から、平成23年9月1日に、守口ロイヤルパインズホテルのホテル資産(不動産信託受益権)を取得させることとし、本日、ロイヤルパインズアセットホールディングス特定目的会社との間で受益権売買契約を締結いたしました。

西村あさひ法律事務所による法務監査並びに契約書レビュー業務、株式会社日本ホテルアプレイザルによる不動産鑑定、フロンティアコンストラクション&パートナーズ株式会社による建物診断などの外部調査を実施し、当社はマネジメントインタビューや実査を行い、総合的に判断し、売買価格を交渉いたしました。守口ロイヤルパインズホテルのホテル資産(不動産信託受益権)を999,900,000円で、またホテル事業を100,000円で譲渡を受けることを決定いたしました。

今後は、当社の100%子会社となるアゴ - ラ・ホテルマネジメント大阪(仮称)が、守口ロイヤルパインズホテルのホテル事業を営むことになり、アゴ - ラ・ホテルマネジメント大阪(仮称)は、守口ロイヤルパインズ合同会社(仮称)の取得する不動産信託受益権に係る信託受託者からホテル不動産を賃借しつつ、アゴ - ラ・ホスピタリティーズに対して同ホテルの運営管理を委託することになります。

なお、当社は、守口ロイヤルパインズホテルのほかにも、すでに複数の具体的なホテルについて、当社又はその子会社においてホテル事業を取得し、個別ホテル資産保有SPCにおいてホテル資産を取得させるため、具体的な準備、交渉を進めております。

今後のホテル事業の全体像

以上に説明しました今後当社が拡充・展開するホテル事業の全体像と調達資金の流れを図示すると、以下のとおりとなります。なお、本第三者割当増資の割当予定先の概要と出資・運用関係については、前記a.及びb.のとおりです。

． 外部からの資金調達必要性

以上のとおり、当社は、今後、当社又は当社子会社においてホテル事業を営むこととしつつ、前記 ．に述べたギャラクシー合同会社（仮称）への匿名組合出資を通じたホテル資産の取得・保有、並びに前記 ．に述べたアゴラ・ホスピタリティーズとの業務委託・資本提携を通じたホテルの運営管理という二本柱で、ホテル事業の拡充を進めてまいり所存です。

そして、当社としては、4期連続で連結経常赤字が続く中、財政基盤の安定化を図りながらかかるホテル事業の拡充を進めるには、外部からの新たな資金調達をすることが不可欠であると考えているところです。

(b) 第三者割当増資の選択理由

当社は、前記(a) ．に述べた資金を外部から調達する方法として、間接金融・直接金融を問わず資金調達方法を検討してまいりました。

しかしながら、金融機関からの借入調達は、当社の足元の業績が回復しておらず調達が困難であること、また、調達が可能であるとしても、金利・手数料の負担の増大、厳しい借入条件のデメリットが想定されることから、間接金融によってではなく、増資によって行うのが適切であると判断いたしました。

また、増資の形態としては、第三者割当増資のほかに公募増資も考えられるところですが、調達規模からみて公募増資によって調達するのは困難であり、より迅速かつ確実な調達が見込める第三者割当増資によって行うのが、当社の事業戦略、事業展開に合わせた資金調達が可能となることから、適切であると判断いたしました。

確かに、本第三者割当増資が実施された場合には、当社普通株式について希釈化が生じることになり、既存株主の皆様には影響が生じますが、当社の主力事業である宿泊事業の一環としてホテル事業の拡充を図ることは、当社の株式価値を高め、既存株主をはじめとする一般投資家の利益にも資するものであると考えております。

したがって、当社の財産基盤を安定化しつつ、前記(a)の資金調達目的を達成するためには、本第三者割当増資が必要不可欠であり、また唯一のスキームであると判断いたしております。

(c) 割当予定先を選択した理由

当社は、本第三者割当増資にあたり、当社の主力事業である宿泊事業につき海外顧客獲得の基盤の整備のために資金調達を達成することが最重要事項であると考え、上記資金調達が機動的に行われることを必須の条件としつつ、当社の事業戦略、資金調達の必要性、時期及び経営方針、並びに将来的な企業価値の向上につながる施策を理解していただいたうえで、割当先を模索して参りました。その結果、ファンド2008・ジーピー・リミテッドが間接的に運用する投資ファンドであるファンド2008を実質的な割当先として出資を受けるべく、ファンド2008の投資用ピークルであるアルファ・コンセプトを直接の割当先に選定することといたしました。

ファンド2008・ジーピー・リミテッドは、中国・香港においては最大手のファンド運用会社の1つであり、グローバルに活動する金融機関からの信頼が高く、ファンド2008・ジーピー・リミテッドが運用する他のファンドは、日本の大手金融機関をはじめとする世界の金融機関から資金調達を受けております。また、ファンド2008・ジーピー・リミテッドの投資方針は、中国・香港国内企業に対してだけでなく、中国・香港の人々が国境を移動する先の事業に対して、先回りをして投資を実行していくこととしているとのことです。そして、ファンド2008・ジーピー・リミテッドの取締役であるジョン・H・ジャオ氏は、当社の取締役会長であり当社の親会社のファー・イースト・リミテッドの取締役でもあるデビッド・チュウの以前からの知人であったところ、主力事業である宿泊事業の一環としてこの期にホテル事業を拡充すること、かかるホテル事業の拡充を匿名組合出資を通じたホテル資産の取得・保有と、アゴラ・ホスピタリティーズとの業務委託・資本提携によって実現することといった当社の事業戦略、及びかかる事業戦略のための資金調達の必要性等に理解を示し、ファンド2008・ジーピー・リミテッドの投資方針と合致しているとして、このたびの協議及び交渉に及んだものです。

本第三者割当増資の実質的な割当予定先であるファンド2008を間接的に運用するファンド2008・ジーピー・リミテッドとしては、本第三者割当増資を引き受けることで、当社をして前記(a) ．のギャラクシー合同会社（仮称）に匿名組合出資をさせるとともに、デビッド・チュウと共同で出資するファンド2008等共同出資SPCを通じて、ギャラクシー合同会社（仮称）に匿名組合出資をすることを希望されたため、ファンド2008の投資戦略の見地から、本第三者割当増資の引受けとファンド2008等共同出資SPCへの出資との振分けを検討していただきました。また、当社の親会社であり支配株主であるファー・イースト・リミテッドとしては、ファンド2008・ジーピー・リミテッドが間接的に運用する投資ファンドであるファンド2008を実質的な割当先とし、ファンド2008の投資ピークルであるアルファ・コンセプトを直接の割当先に選定することについては、これに賛成する意向を示したものの、当社の親会社・支配株主としての経営戦略の見地から、本第三者割当増資による新株式の発行数量及び割当数について検討する必要があったところです。

当社、ファンド2008・ジーピー・リミテッド及びファー・イースト・リミテッドは、当社の事業戦略のほか、このようなファンド2008の投資戦略及びファー・イースト・リミテッドの経営戦略を総合的に勘案した結果、当社のギャラクシー合同会社（仮称）への匿名組合出資の割合を20%とし、本第三者割当増資後のアルファ・コンセプトの議決権割合を20%未満とする形で、本第三者割当増資並びにその引受け及び割当てに合意するに至ったもの

です。

d. 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 54,691,248株

e. 株券等の保有方針

直接の割当予定先であるアルファ・コンセプト及び実質的な割当予定先であるファンド2008を間接的に運用するファンド2008・ジーピー・リミテッドからは、当社普通株式を払込期日から少なくとも6か月間は保有する方針である旨を書面で誓約していただく予定であり、その後は、市場動向を勘案しながら売却することに加え、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針であると同っております。

なお、当社は、割当予定先であるアルファ・コンセプトから、払込期日より2年以内に割当株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲り渡しを受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

f. 払込みに要する資金等の状況

直接の割当予定先であるアルファ・コンセプトはその親会社であるシュア・フェイムより、またシュア・フェイムはファンド2008より、それぞれ増資により資金を調達する予定であります。そして、実質的な割当予定先であるファンド2008について、その取引銀行から2011年7月5日付の残高証明書の交付を受け、ファンド2008において本第三者割当増資の払込資金に足りる資金の存在を確認しております。また、本日、当社とアルファ・コンセプトとの間で締結する本第三者割当増資に関する株式引受契約におきまして、ファンド2008は、本第三者割当増資の払込資金につき、アルファ・コンセプトの連帯保証人となる旨を規定する予定です。そして、実質的な割当予定先であるファンド2008を通じて直接の割当予定先であるアルファ・コンセプトを間接的に運用しているファンド2008・ジーピー・リミテッドの過去の投資実績と現在の活躍の状況も考え併せますと、本第三者割当増資の払込金額の総額である1,421,972,448円について、十分な払込みの資力と能力を有するものと判断しております。

g. 割当予定先の実態

当社は、直接の割当予定先であるアルファ・コンセプト、及び親会社であるシュア・フェイム、及び実質的な割当予定先であるファンド2008に関し、ファンド2008の業務執行組員であるファンド2008・ジーピー・エルピー及びその業務執行組員であるファンド2008・ジーピー・リミテッドより、これらが反社会的勢力等とは一切関係がないことの説明を受けております。また、ファンド2008・ジーピー・リミテッドからは、当社の経営方針を尊重し、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないことの内諾をいただいております。

そして、当社は、割当予定先であるアルファ・コンセプト、親会社であるシュア・フェイム及びファンド2008、ファンド2008の主要な出資者であるライト・レーン、その親会社であるレジェンド・ホールディングス・リミテッド、ファンド2008の業務執行組員であるファンド2008・ジーピー・エルピー、その業務執行組員であるファンド2008・ジーピー・リミテッド、並びにファンド2008・ジーピー・エルピーの親会社であるホニー・キャピタル・ファンド2008・パートナーズ・エルピーに関し、ストラテジック・デシジョン・イニシアティブ株式会社に信用調査を依頼し、いずれも反社会的勢力との間に、資金的にも金銭的にも人的にも経営的にも取引上も、直接・間接を問わず、何らの関係がないことを示す信用調査報告を入手し、当該割当先の役員又は議決権を持つ全ての関係者に暴力団、暴力団員又はそれに準ずる者である事実はないことを確認しております。

また、ファンド2008には、主要な出資者であるライト・レーンのほかに100名超の出資者(ライト・レーン以外はいずれも出資割合が10%未満)が存在しておりますが、ファンドという性質上、業務執行上・資産運用上の権限は業務執行組員にあり、出資者はかかる権限を有しませんので、出資者がどのような者であるかは、不明であるが、基本的にファンドの意思決定に影響を及ぼさないこと、(i)反社会的勢力との間に、資金的にも金銭的にも人的にも経営的にも取引上も、直接・間接を問わず、何らの関係がないこと、及び(ii)マネーロンダリングに関与していないことについて、直接の割当先であるアルファ・コンセプトに保証をさせるとともに、ファンド2008にもこれを連帯保証させることとしていることから、問題ないものと判断いたしました。

なお、株式会社東京証券取引所には、割当を受ける者と反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本第三者割当増資においては、当社の業績動向、今回発行される株式数、昨今の株式市場の動向等を踏まえ、一般株主の利益を最大限尊重するため、本第三者割当増資の募集事項の決定に係る取締役会決議日の直前取引日（平成23年7月19日）の株式会社東京証券取引所市場第一部における当社株式の普通取引の終値が25円であることを勘案し、本第三者割当増資における募集株式の払込金額（発行価額）を、当該金額に対して4.0%のプレミアムとなる26円といたしました。

なお、当該払込金額は、取締役会決議日の直前取引日までの直近1か月間（平成23年6月20日から7月19日まで）の終値の単純平均値に対しては、約14.9%のプレミアム、直近3か月間（平成23年4月20日から7月19日まで）の終値の単純平均値に対しては、約19.7%のプレミアム、直近6か月間（平成23年1月20日から7月19日まで）の終値の単純平均値に対しては、約13.4%のプレミアムとなります。

当社といたしましては、本第三者割当増資の払込金額は、上記のとおり、募集事項の決定に係る取締役会決議日の直前取引日の終値、並びに直前取引日までの直近1か月間、直近3か月間及び直近6か月間の終値の単純平均値のいずれの金額からみても、ディスカウントすることなく、むしろプレミアムを付した金額としており、特に有利な金額でないことはもちろんのこと、当社の収益向上に資する合理的なものであると判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資による新株式の発行数量（募集株式の総数）は54,691,248株ですので、本第三者割当増資前の当社の発行済株式総数の24.920%、総議決権数でも24.999%に相当し、本第三者割当増資後の当社の発行済株式総数の19.948%、総議決権数でも19.999%に相当しますので、当社株式に一定程度の希釈化が生じることになります。

前記1【割当先の状況】c.(a)に記載のとおり、当社の主力事業である宿泊事業の一環としてホテル事業を拡充するという、また、それによる宿泊事業のお客様という一般消費者への方々に対する当社の宣伝効果、並びに当社の資産規模の更なる拡大の実現による業績の向上・拡大により、当社の企業価値を高めることとなるので、本第三者割当増資による希釈化の影響に対しては、ホテル事業拡大の宣伝効果、資産規模拡大及び業績の向上によって、既存株主の皆様には不利益に働くことはないと考えております。

また、資金使途といたしましては、ホテル資産の取得のための不動産保有SPCに対する匿名組合出資、及びそれらのホテルのホテル事業又はホテル事業会社株式の取得のために1,350,000,000円を、アゴーラ・ホスピタリティーズが第三者割当により発行する新株予約権付社債の払込みのために50,000,000円を予定しておりますので、本第三者割当増資によって調達する資金の総額は、前記1【割当先の状況】c.(a)に述べた資金調達の目的及び理由に照らしても必要な限度を超えておりません。

以上の理由により、本第三者割当増資における新株式の発行数量及び本第三者割当増資による当社株式の希薄化の規模は、合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本件第三者割当は、希薄化率が25%未満であること及び支配株主の異動を伴うものではないことから、大規模な第三者割当に関する事項について該当はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

上段：氏名又は名称 下段：住所	割当前	割当後
	上段：所有株式数(千株) 下段：(議決権数割合(%))	
ファー・イースト・グローバル・アジア・リミテッド (常任代理人 ホーン・チョン・タ) 3rd Floor, One Capital Place, Shedden Road, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands, British West Indies (東京都港区高輪二丁目16番45号)	110,683 (50.59)	110,683 (40.48)
アルファ・コンセプト・インベストメント・リミテッド Suites 2701-03, One Exchange Square, Central, Hong Kong	()	54,691 (20.00)
ファー・イースト・グローバル・アジア株式会社 東京都港区高輪二丁目16番45号	30,000 (13.71)	30,000 (10.97)
ソシエテ ジェネラル バンク アンド トラスト シンガポール カスト ア セット メイン アカウント スクリプス (常任代理人 香港上海銀行東京支店) One Raffles Quay 35-01 North Tower, Singapore 048583 (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	5,876 (2.69)	5,876 (2.15)
有地 壽雄 神戸市兵庫区	1,490 (0.68)	1,490 (0.54)
シービーホンコンケージーアイアジアリミテッド - セグレゲイテッドアカ ウント (常任代理人 シティバンク銀行株式会社) 27/F Asia Pacific Finance Tower, Citibank Plaza, 3 Garden Road, Hong Kong (東京都品川区東品川二丁目3番14号)	800 (0.37)	800 (0.29)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6) 東京都中央区晴海一丁目8-11	638 (0.29)	638 (0.23)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口3) 東京都中央区晴海一丁目8-11	636 (0.29)	636 (0.23)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2) 東京都中央区晴海一丁目8-11	557 (0.25)	557 (0.20)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口8) 東京都中央区晴海一丁目8-11	509 (0.23)	509 (0.19)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1) 東京都中央区晴海一丁目8-11	506 (0.23)	506 (0.19)
計	151,695 (69.34)	206,386 (75.47)

(注) 1. 議決権数割合は、総議決権数に対する所有議決権数の割合であり、小数第三位を四捨五入しております。

2. 新株式発行後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本新株式発行後の総議決権数273,456個に対する割合です。

3. 今回の割当予定先以外の株主(新株式発行前からの株主)の議決権数に対する所有議決権数の割合については、平成22年12月31日より保有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。

4. 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)の株式数2,220千株は信託業務にかかる株式であります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 臨時報告書の提出について

組込情報である第73期有価証券報告書の提出日（平成23年3月30日）以降、本有価証券届出書の提出日である平成23年7月20日までの間に以下の臨時報告書を提出しております。

臨時報告書（平成23年3月31日）

1. 提出理由

平成23年3月30日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 決議事項の内容

第1号議案 取締役6名の選任の件

デビッド・チュウ、ホーン・チョン・タ、宍戸佐太郎、デニス・チュウ、クレイグ・ウィリアムズ及び浅生亜也を取締役に選任するものであります。

第2号議案 監査役1名選任の件

チェン・ワイハン・ボズウェルを監査役に選任するものであります。

(2) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意志の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 取締役6名選任の件	152,924	4,666	0	(注)1	可決 96.79
第2号議案 監査役1名選任の件	152,110	5,575	0	(注)2	可決 96.22

(注) 議決権を行使することができる株主の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に掲げた有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降本有価証券届出書提出日（平成23年7月20日）までの間に於いて生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が含まれますが、当該事項は、本有価証券届出書提出日（平成23年7月20日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	第73期	自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日	平成23年3月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書	第74期第1四半期	自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日	平成23年5月16日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出されたデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年 3月25日

東海観光株式会社
取締役会 御中

K D A 監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐 佐 木 敬 昌

指定社員
業務執行社員 公認会計士 園 田 光 基

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東海観光株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東海観光株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、東海観光株式会社の平成21年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、東海観光株式会社が平成21年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年3月30日

東海観光株式会社
取締役会 御中

K D A 監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 関 本 享指定社員
業務執行社員 公認会計士 園 田 光 基

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東海観光株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東海観光株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

「株式取得による子会社化」が重要な後発事象に関する注記に記載されている。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、東海観光株式会社の平成22年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、東海観光株式会社が平成22年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年 3月25日

東海観光株式会社
取締役会 御中

K D A 監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐佐木 敬 昌指定社員
業務執行社員 公認会計士 園 田 光 基

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東海観光株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第72期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東海観光株式会社の平成21年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年3月30日

東海観光株式会社
取締役会 御中

K D A 監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 関 本 享

指定社員
業務執行社員 公認会計士 園 田 光 基

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東海観光株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第73期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東海観光株式会社の平成22年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

「株式取得による子会社化」が重要な後発事象に関する注記に記載されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年5月14日

東海観光株式会社
取締役会 御中

K D A 監査法人

指定社員 公認会計士 関本 享 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 園田 光基 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東海観光株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東海観光株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 5月16日

東海観光株式会社
取締役会 御中

K D A 監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士 関本 享 印

指定社員
業務執行社員

公認会計士 園田 光基 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東海観光株式会社の平成23年1月1日から平成23年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成23年1月1日から平成23年3月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成23年1月1日から平成23年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東海観光株式会社及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。